

岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 1 7 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 2 1 号

岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 6 0 年岬町規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
(所得の額) 第 4 条 条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める所得の額は、対象者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)がないときは、 <u>479 万 4 千円</u> とし、扶養親族等があるときは、 <u>479 万 4 千円</u> に当該扶養親族等 1 人につき 38 万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは、当該所得税法に規定する同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族 1 人につき 48 万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19 歳未満の者に限る。))をいう。)であるときは、当該特定扶養親族 1 人につき 63 万円とする。)を加算した額とする。	(所得の額) 第 4 条 条例第 2 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める所得の額は、対象者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)がないときは、 <u>491 万 8 千円</u> とし、扶養親族等があるときは、 <u>491 万 8 千円</u> に当該扶養親族等 1 人につき 38 万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは、当該所得税法に規定する同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族 1 人につき 48 万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19 歳未満の者に限る。))をいう。)であるときは、当該特定扶養親族 1 人につき 63 万円とする。)を加算した額とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。